


第5章
子ども・子育て支援法にかかる
事業計画（第2期）



第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第2期)

1 子ども・子育て支援新制度について

(1) 制度のポイント

2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。2015(平成27)年4月からスタートした、この法律と関連する法律に基づく、子育て支援の仕組みでは、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を課題として整理しています。

■ 趣旨について

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

■ 主なポイントについて

①幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設し財政的支援を一本化 ②認定こども園制度を改善し、「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化 ③地域の実情に応じた子育て支援(「地域子ども・子育て支援事業」)を充実 ④基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施 ⑤社会全体による費用負担 ⑥制度ごとにバラバラであった政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置) ⑦国に子ども・子育て会議を設置し、市町村等にも地方版子ども・子育て会議を設置

2019(令和元)年5月には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

これにより同年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児までクラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの保育料(利用料)が無料となりました。

(2) 制度の利用の流れ

子ども・子育て支援制度では、「6つの認定区分」に応じて、施設など(幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育)の利用先が決まっていきます。施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

■ 子どものための教育・保育給付認定に係る3つの認定区分

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、幼稚園等での教育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部)
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育所 認定こども園 (保育園部)
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 (保育園部) 地域型保育

■ 施設等利用給付認定に係る3つの認定区分

認定区分	対象者	利用先
新1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、新制度に移行していない幼稚園等を利用する場合 (子ども・子育て支援法第30条の4第1号)	未移行幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、右記施設等への利用を希望される場合 (子ども・子育て支援法第30条の4第2号)	幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育事業 特別支援学校 ☆認可外保育施設 ☆一時預かり事業
新3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な事由」かつ市町村民税非課税世帯に該当し、右記施設等への利用を希望する場合 (子ども・子育て支援法第30条の4第3号)	☆病児・病後児保育事業 ☆ファミリー・サポート・センター事業 等

※☆印の利用については、複数サービス利用も可能。(上限あり)



■ 認定基準：保育の必要性の認定にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

事 由	① 就労
	フルタイムのほか、パートタイムや夜間の就労など、基本的にすべての就労。
区 分	② 就労以外の事由
	保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして臼杵市が定める事由。
優先利用	① 保育標準時間
	両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり11時間までの利用に対応するもの。 (現行の11時間の開所時間に相当)
優先利用	② 保育短時間
	両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり8時間までの利用に対応するもの。 (臼杵市では、就労の下限時間を1か月あたり64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等。

(3) 子ども・子育て支援給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象となります。

保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」に分かれます。

<子どものための教育・保育給付>

■施設型給付

施設型給付の対象は、「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付

本制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

＜子育てのための施設等利用給付＞

■施設等利用費

施設等利用給付認定子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合に利用料を給付します。給付の方法は法定代理受領と償還払いの2種類があります。

（４）地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、各市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

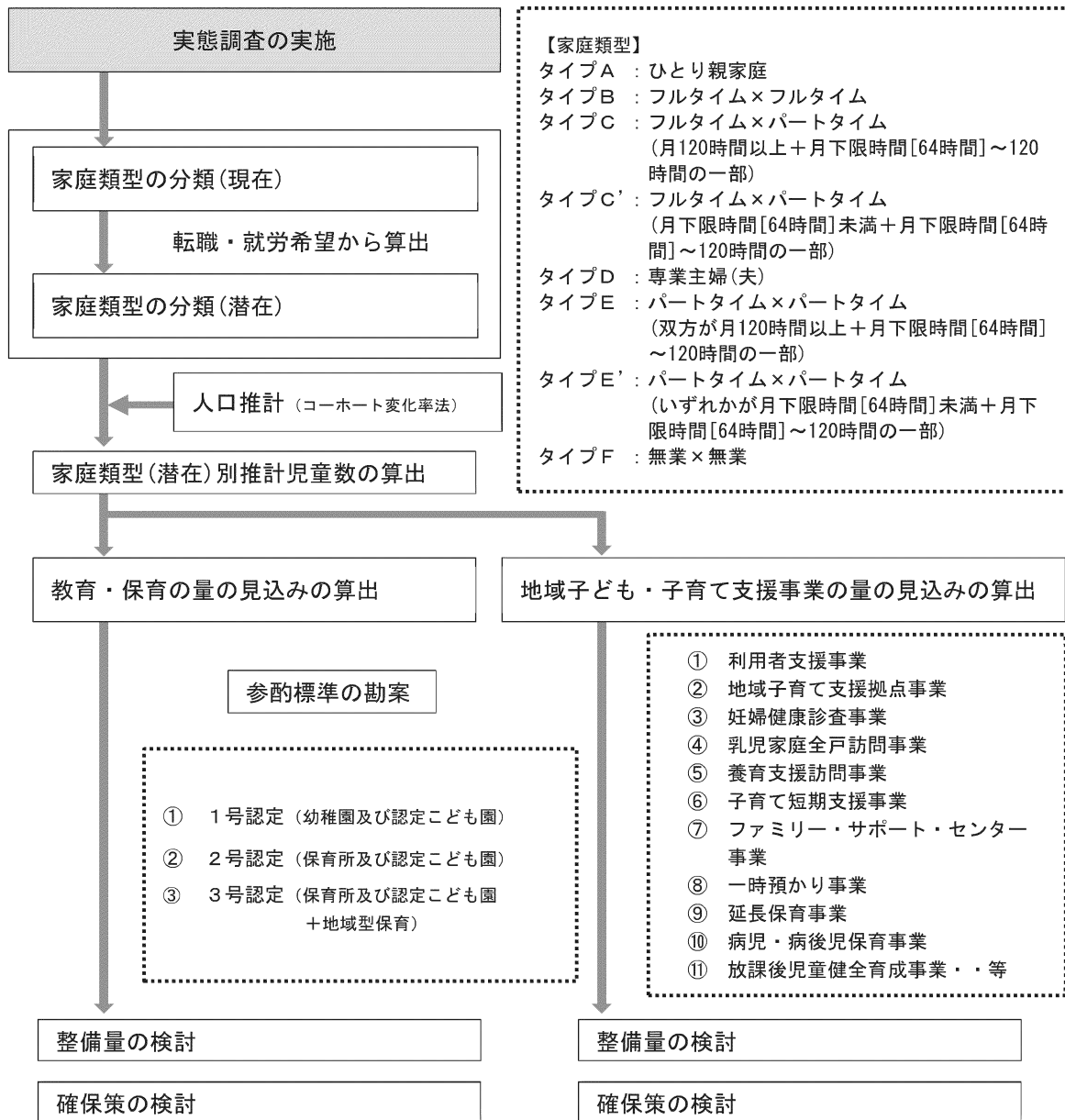
子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<p>◎施設型給付</p> <p>【幼稚園・保育所・認定こども園】 上記の教育・保育施設を利用する1号から2号認定子どもに対する給付</p>	<p>① 利用者支援事業</p> <p>② 地域子育て支援拠点事業</p> <p>③ 妊婦健康診査事業</p> <p>④ 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>⑤ 養育支援訪問事業</p> <p>⑥ 子育て短期支援事業</p>
<p>◎地域型保育給付</p> <p>【小規模保育・家庭的保育】 【居宅訪問型保育・事業所内保育】 上記の地域型保育事業を利用する子どもへの給付</p>	<p>⑦ ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>⑧ 一時預かり事業</p> <p>⑨ 延長保育事業</p> <p>⑩ 病児・病後児保育事業</p> <p>⑪ 放課後児童健全育成事業</p> <p>⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p>
<p>◎施設等利用費</p> <p>【未移行幼稚園・特別支援学校】 【預かり保育事業・認可外保育施設等】 上記施設等を利用する子どもへの給付</p>	



(5) 各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2019（平成31）年1月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、地域特性の整合性等を検証しながら一部補正を行い、算出しました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー図



2 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

第1期計画と同様に教育・保育に関する区域設定は臼杵地域、野津地域の2区域で設定します。子育て支援事業に関しても、地域の実情に配慮しつつ第1期計画と同様に1区域（臼杵市全体）で支援策を確保します。

■ 教育・保育提供区域

	事業名	実施区域
教育・保育	教育施設（幼稚園・認定こども園）	2区域 （臼杵・野津）
	保育施設（保育所・認定こども園）	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	1区域 （臼杵市全体）
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 一時預かり事業（幼稚園型以外・幼稚園型）	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業	
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

3

幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童及び小学生児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年における教育・保育の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）を算出するとともに、それに対応する「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めます。

■量の見込みの考え方について

量の見込みについては「ニーズ調査結果から推計」する方法と「事業実績から推計」する方法があります。

本市においては、各項目の特性に応じて「量の見込み」を設定し、「他市町村からの入所児童数」も考慮して、「本計画において使用する量の見込み」を設定しました。

■確保の方策の考え方について

保育・幼児教育の提供体制について、計画期間内を通して概ね利用定員が量の見込みを上回っており、定員の変更をおこなう必要はないものと考えます。

(参考) 国の手引きについて

- 第1期の市町村支援事業計画の作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」
（平成26年1月20日内閣府）
- 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）
（平成31年4月23日）



【臼杵地域】

◆幼児期における学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

		令和2年度					臼杵地域計	令和3年度					臼杵地域計				
		1号認定 学校教育のみ		2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		1号認定 学校教育のみ		2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有					
		教育コース	保育コース	教育コース	保育コース	1～2歳		0歳	教育コース	保育コース	教育コース	保育コース		1～2歳	0歳		
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
①本計画において使用する量の見込み		179		434		233	104	950		170		414		222	102	908	
②確保の方策 利用定員 (認可定員)	保育所	/		/		/	/	/		/		/		/	/	/	
	幼稚園 認定こども園	210		456		256	88	1,010		210		456		256	88	1,010	
	確保の方策(計)	210		456		256	88	1,010		210		456		256	88	1,010	
供給量の過不足 ②-①(供給-需要)		31		22		23	△ 16	60		40		42		34	△ 14	102	

		令和4年度					臼杵地域計	令和5年度					臼杵地域計				
		1号認定 学校教育のみ		2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		1号認定 学校教育のみ		2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有					
		教育コース	保育コース	教育コース	保育コース	1～2歳		0歳	教育コース	保育コース	教育コース	保育コース		1～2歳	0歳		
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
①本計画において使用する量の見込み		164		400		215	99	878		158		386		209	97	850	
②確保の方策 利用定員 (認可定員)	保育所	/		/		/	/	/		/		/		/	/	/	
	幼稚園 認定こども園	210		456		256	88	1,010		210		456		256	88	1,010	
	確保の方策(計)	210		456		256	88	1,010		210		456		256	88	1,010	
供給量の過不足 ②-①(供給-需要)		46		56		41	△ 11	132		52		70		47	△ 9	160	

		令和6年度					臼杵地域計		
		1号認定 学校教育のみ		2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有			
		教育コース	保育コース	教育コース	保育コース	1～2歳		0歳	
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳			
①本計画において使用する量の見込み		152		370		201	94	817	
②確保の方策 利用定員 (認可定員)	保育所	/		/		/	/	/	
	幼稚園 認定こども園	210		456		256	88	1,010	
	確保の方策(計)	210		456		256	88	1,010	
供給量の過不足 ②-①(供給-需要)		58		86		55	△ 6	193	





【野津地域】

◆幼児期における学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

		令和2年度					野津地域計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ	3～5歳	1～2歳	
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
①本計画において使用する量の見込み		26	80	44	16	166	
②確保の方策 利用定員 (認可定員)	保育所			30	15	5	50
	幼稚園 認定こども園	40	39	28	13	120	
	確保の方策(計)	40	69	43	18	170	
供給量の過不足 ②-①(供給-需要)		14	△ 11	△ 1	2	4	

		令和3年度					野津地域計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ	3～5歳	1～2歳	
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
①本計画において使用する量の見込み		24	75	43	16	158	
②確保の方策 利用定員 (認可定員)	保育所			30	15	5	50
	幼稚園 認定こども園	40	39	28	13	120	
	確保の方策(計)	40	69	43	18	170	
供給量の過不足 ②-①(供給-需要)		16	△ 6	0	2	12	

		令和4年度					野津地域計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ	3～5歳	1～2歳	
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
①本計画において使用する量の見込み		23	72	41	14	150	
②確保の方策 利用定員 (認可定員)	保育所			30	15	5	50
	幼稚園 認定こども園	40	39	28	13	120	
	確保の方策(計)	40	69	43	18	170	
供給量の過不足 ②-①(供給-需要)		17	△ 3	2	4	20	

		令和5年度					野津地域計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ	3～5歳	1～2歳	
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
①本計画において使用する量の見込み		22	70	41	14	147	
②確保の方策 利用定員 (認可定員)	保育所			30	15	5	50
	幼稚園 認定こども園	40	39	28	13	120	
	確保の方策(計)	40	69	43	18	170	
供給量の過不足 ②-①(供給-需要)		18	△ 1	2	4	23	

		令和6年度					野津地域計
		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		
			教育ニーズ	保育ニーズ	3～5歳	1～2歳	
		3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳	0歳	
①本計画において使用する量の見込み		21	65	41	14	141	
②確保の方策 利用定員 (認可定員)	保育所			30	15	5	50
	幼稚園 認定こども園	40	39	28	13	120	
	確保の方策(計)	40	69	43	18	170	
供給量の過不足 ②-①(供給-需要)		19	4	2	4	29	



(2) 保育利用率の設定

国の定めた指針では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める、保育所・認定こども園又は地域型保育事業に係る満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定することが必要となります。

本市では下記の計算方法で保育利用率を設定し、3歳未満児の待機児童ゼロについても維持していきます。

$$\text{満3歳未満の保育利用率} = \text{満3歳未満の利用定員数} / \text{満3歳未満の児童見込数}$$

■ 満3歳未満の保育利用率

<3歳未満児>	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童見込数	554人	532人	513人	500人	484人
利用見込数	397人	383人	369人	361人	350人
利用定員数	405人	405人	405人	405人	405人
保育利用率	73.1%	76.1%	78.9%	81.0%	83.6%

子ども・子育て支援法に基づく基本指針【抄】

(一) 各年度における教育・保育の量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画において必要な教育・保育の量を見込むに当たっては、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合（以下「保育利用率」という。）について、計画期間内における目標値を設定すること。その際、満3歳未満の子どもであって地域型保育事業の利用者が満3歳に到達した際に円滑に教育・保育施設に移行することが可能となるよう配慮する必要がある点に留意が必要である。保育利用率の設定においては、市町村は、現在の保育の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内の各年度における目標を設定すること。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供を踏まえて、計画期間における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の「量の見込み」と「確保方策」を現在の利用状況に利用希望、児童数の推移を踏まえて以下のように設定しました。

(1) 利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握に努め、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

現状

2016（平成28）年1月に子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を開設し、2016（平成28）年度より、子育て世代包括支援センターの機能を果たしています。
利用者支援事業においても、これまで、保育士の子育て支援コーディネーターを配置していましたが、母子保健型として対応できるよう看護職も配置し、妊娠期から子育て期において、母子保健施策と子育て支援施策の両面から切れ目のない支援を提供しています。

確保方策に対する考え方

子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を拠点とし、子育て支援コーディネーターが、地域子育て支援拠点施設（白杵地域3か所・野津地域1か所）等を訪問しながら活動することで、白杵市全域で子育て世代包括支援センターとしての機能を果たしていきます。

事業実施場所

白杵市全域

平成30年度実績

施設数 : 1か所

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	(母子型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	(母子型)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

現 状

2016（平成28）年度より、子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を設置し、地域子育て支援拠点の役割も担い、住民ニーズに応えるサービスの充実を図っています。その他の地域子育て支援拠点施設においても、利用者同士の交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連の情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習会の開催などの基本事業に加えて、家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）や一時預かり事業も実施しています。

確保方策に対する考え方

現在、地域子育て支援拠点施設としては、市内4か所（白杵地域3か所、野津地域1か所）と子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」があります。近年の就学前児童の就園状況や児童数の減少等を考慮すると充足していることが確認されます。

事業実施場所

「子育て支援あのね」「ウスキッズ」「よいこのへや」「子育て支援センター童」及び子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」

平成30年度実績

地域子育て支援拠点施設：4か所（延べ利用人数：23,471人）

※延べ利用人数については、子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を含む。

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	22,186人	21,149人	20,362人	19,718人	18,931人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	23,500人	23,500人	23,500人	23,500人	23,500人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

※量の見込みと確保方策の人数については、子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」を含む。

※平成28年度から平成30年度までの利用実績の平均値「23,527人」

※量の見込みについては、利用実績の平均値と就学前児童の前年比減少率から算出。

※確保方策については、利用実績の平均値は確保できている考え方により「23,500人」とする。

(3) 妊婦健康診査事業

事業内容

安心・安全に出産を迎えるために、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康状態を把握するため、その費用を助成します。(①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導)

現 状

安心・安全な妊娠の継続、出産のために、妊娠が正常に経過していることを確認し、「母子ともに健全な状態で妊娠・分娩を終える」ことを目的に、基本的な項目の検査が受けられる受診票(14回分)とその他の血液検査など(3回分)を助成します。

確保方策に対する考え方

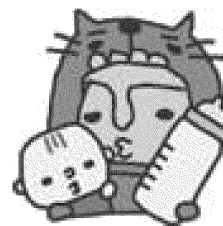
妊娠中を健康に過ごし安全なお産をするため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付します。妊婦健康診査の必要性や妊娠中の過ごし方、バランスの良い食事などの保健指導を行います。妊婦健康診査の受診が滞っている妊婦へ、保健師からの働きかけができるように、産科医療機関の協力を得るなどの体制を整えています。

事業実施場所

県内医療機関(※県外でも対応可能だが、事前の相談が必要。)

平成30年度実績

出生数：180人 (延べ受診回数：2,364回)



令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	176人	173人	167人	163人	159人
確保方策	◆健康診査回数： 14回 ◆実施場所： 県内医療機関 ◆実施時期： 妊娠期間中				

※量の見込みについては、出生数の人口推計にて算出。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、子育てについての相談に応じ、情報提供や助言を行います。

現 状

出生したすべての乳児家庭を訪問し、子育ての孤立を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、養育環境の把握、乳児の健康状態の確認と必要時に適切な育児サービスを提供しています。母親の妊娠中からの健康状態を把握し、必要な方に対し、血圧測定や尿検査を行い、健康診査を受ける機会のない方には若年者健康診査等の受診を勧めます。

訪問実施率は約98%で、未実施の理由は転出や訪問の同意を得られなかった等が挙げられます。里帰り先での訪問を希望する場合、当該市町村に訪問依頼を行っています。

確保方策に対する考え方

母子健康手帳交付や妊産婦の転入、出生手続き等の行政窓口で本事業の周知を徹底するとともに、産科・小児科・精神科やペリネイタルビジット事業と連携することで、ハイリスク妊産婦が必要な支援を受けられるような体制の強化を図っていきます。

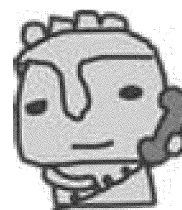
訪問の同意を得られない場合は、「ちあぼーと」への来所等により母子の状況把握に努めていきます。

事業実施場所

白杵市全域

平成30年度実績

家庭訪問件数：182世帯



令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	176世帯	173世帯	167世帯	163世帯	159世帯
確保方策	◆実施機関： 白杵市 ◆実施体制： 保健師、看護師				

※量の見込み（家庭訪問世帯数）については、出生数の人口推計にて算出。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談・指導・助言・その他必要な支援を行う事業です。

現 状

母子保健業務担当や関係機関からの連絡・通告によって把握したケースについて、ケース会議等により支援が特に必要と判断された児童及びその養育者を対象として、家庭児童相談員や保健師等が家庭訪問を実施し、養育に関する諸問題を確認し、必要に応じてヘルパー等による育児・家事支援等を行っています。

確保方策に対する考え方

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、適切な養育が行われるよう、関係機関との連携を図り情報収集に努めていきます。特に乳児家庭に対しては、母子保健業務担当との連携を強化し複数の観点から、短期・集中的な支援を行います。

事業実施場所

白杵市全域

平成30年度実績

家庭訪問延べ件数：294件



令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	480件	480件	480件	480件	480件
確保方策 実施機関	白杵市（社会福祉法人等に委託）				

※量の見込みについて、事業利用件数（予定）10世帯×月4回家庭訪問×12か月＝480件

(6) 子育て短期支援事業

事業内容

養育者の疾病やその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等において、子どもを一定期間、養育・保護を行うことを目的とする事業です。

現 状

本市においては、近年利用実績はありませんが、養育者の付添看護、養育者の入院、育児疲れ、仕事や出張などの理由により、今後の利用が見込まれる事業です。

確保方策に対する考え方

緊急時のセーフティネットとして、家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、受入施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。

事業実施場所

大分市及び別府市内の児童養護施設等

平成30年度実績

延べ利用人数：0人

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
確保方策	12人	12人	12人	12人	12人
	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

※量の見込みについては、人口減少に比例して減少するとは限らないため、横ばいで設定。

事業利用人数（予定）月1人×12か月で算出「12人」

※確保方策については、委託している施設数で算出。「4施設=4か所」

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）等の送迎や一時的に子どもを預かってほしい会員（依頼会員）の依頼に応じて、育児の手助けができる会員（提供会員）を紹介し相互援助を行います。

現 状

子どもを預かってほしい方と育児の手助けができる方との相互援助活動に関する連絡や調整を行い、2018（平成30）年度は43件の援助活動を行いました。利用目的の主なものとして、保育所・認定こども園・放課後児童クラブや習い事などの送迎や保護者の病気時、きょうだい児出産後の託児等が挙げられます。

2018（平成30）年度末現在、依頼会員が19人、提供会員が18人の会員を登録しています。会員の拡大のため、本事業の周知に努めています。

確保方策に対する考え方

ホームページ等に事業内容を掲載することにより、広く事業を周知するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等の関係する施設に事業のパンフレットを配置して周知を図ります。

事業実施場所

白杵市全域

平成30年度実績

対応件数：43人（延べ人数）、依頼会員19人、提供会員18人

◆対象となる子ども：概ね6か月～小学6年生	
◆利用料（1時間あたり）	
月～金（7時00分～19時00分）	500円
それ以外の時間帯・土・日・祝日	600円

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用/人日)		50人	60人	70人	80人	90人
確保 方策	提供会員	25人	30人	35人	40人	45人
	年間延利用	50人	60人	70人	80人	90人

※平成30年度から令和元年度9月末までの実績（対応件数）により、令和2年度以降の見込みを算出し、本事業の周知により対応件数の増加を見込み補正する。

※確保方策（提供会員・年間延利用）についても、平成30年度から令和元年度の9月末までの実績（提供会員数）と本事業の周知により提供会員の増加を見込み補正する。

(8) 一時預かり事業（a：幼稚園型以外）

事業内容

保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において児童を一時的に預かります。

現 状

保護者の就労形態や傷病等の緊急な理由により、家庭で保育できなくなった時、きょうだい児の学校行事、育児疲れを解消したい時などに、一時的に保育所等に預けることができます。

確保方策に対する考え方

必要な人が必要なときに利用できるように、白杵市ホームページや「ちあほっと（※「白杵市版子育て支援アプリ」）」等の活用により、一時預かり事業や実施施設を広く周知していきます。安心・安全な預かり体制や、質の高い保育ができるように努めていきます。

事業実施場所

白杵市全域

平成30年度実績

施設数：9か所（延べ利用人数：2,761人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,955人	2,817人	2,713人	2,628人	2,524人
確保方策	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人
	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

※平成28年度から平成30年度までの利用実績の平均値「3,133人」

※量の見込みについては、利用実績の平均値と就学前児童の前年比減少率から算出。

※確保方策については、利用実績の平均値は確保できているとの考え方より「3,200人」とする。

(8) 一時預かり事業 (b: 幼稚園型)

事業内容

幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として、教育時間前後の預かり保育を行います。

現 状

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて希望する園児を対象に実施しています。

確保方策に対する考え方

保護者のニーズに対応するため、預かり保育事業を実施する幼稚園・認定こども園に事業を委託します。

事業実施場所

臼杵市全域

平成30年度実績

施設数：2か所（延べ利用人数：7,887人）



令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	27,883人	26,579人	25,590人	24,781人	23,792人
確保方策	52,800人	52,800人	52,800人	52,800人	52,800人
	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

※平成28年度から平成30年度までの利用実績の平均値「8,538人」

※量の見込みについては、下記の内容を加味して算出する。

1. 令和元年度に事業の実施施設が4園増 「10,800人」（各園定員×月利用日数×12か月）
2. 令和2年度に事業の実施施設が4園増の予定「9,600人」（各園定員×月利用日数×12か月）
3. 「利用実績の平均値」＋「事業の実施施設の8園増」×「就学前児童の前年比減少率」＝令和2年度の量の見込みを算出し「27,833人」とする。令和3年度以降の見込みは、就学前児童の前年比減少率から算出。

※確保方策については、事業の実施施設10か所の幼稚園部の利用定員（220人×20日×12か月）は確保できているとの考え方より「52,800人」とする。

(9) 延長保育事業

事業内容

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において通常の保育時間を延長して、在籍園児を保育します。

現 状

就労と育児の両立を支援するため、保育所等において9園で実施しています。

確保方策に対する考え方

保護者のニーズに対応するため、保育士の配置の充実を図り、質の高い保育ができるように努めていきます。

事業実施場所

白杵市全域

平成30年度実績

施設数：9か所（登録人数：554人）

令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	511人	488人	470人	456人	438人
確保方策	850人	850人	850人	850人	850人
	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

※平成29年度から平成30年度までの利用実績の平均値「541人」

※量の見込みについては、利用実績の平均値と就学前児童の前年比減少率から算出。

※確保方策については、市内9施設で延長保育事業を実施しており、全在園児が利用を希望した場合に受入可能であるとの考え方により、「850人」とする。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容

保護者が就労等の都合により家庭で保育することが困難な病気の子どもを、病院併設の専用スペースにおいて保育及び看護ケアを行う事業です。

現 状

子どもが病気の際、保護者が就労等で仕事を休めないとき、病児保育事業で受け入れることで保護者の就労支援や、安心して子育てができる環境の整備、児童福祉の向上につながっています。

確保方策に対する考え方

病児・病後児保育の利用延べ人数の実績では2017(平成29)年度1,559人、2018(平成30)年度1,436人であり、受入れ体制は充実していると考えられます。

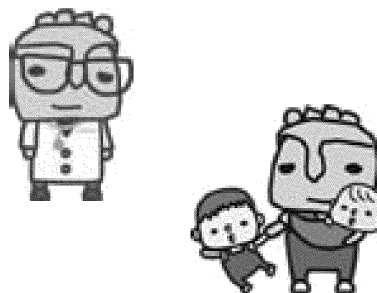
市外で就労されている方の利便性等を考慮し、2018(平成30)年度から市外の病児保育施設を利用する際、費用の一部を助成する利用費助成金により、当該保護者の負担を軽減します。

事業実施場所

白杵市全域

平成30年度実績

施設数：1か所（延べ利用人数：1,436人）



令和2年度～6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
確保方策	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人	2,500人
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※平成29年度から平成30年度までの利用実績の平均値「1,497人」

※量の見込みについては、実態調査における利用ニーズが高いことから、児童人数の前年比減少率は加味せず、利用実績の平均値を量の見込みとして採用する。

※確保方策については、利用定員数×利用できる日（日曜日・祝日等を除く）により算出。

(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

事業内容

仕事などで昼間保護者が家庭にいない児童を対象として放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図ります。

現 状

放課後児童健全育成事業に取り組んでいる11施設(14支援単位)で実施しています。対象児童は、仕事などで昼間保護者が家庭にいない小学校1~6年生を受け入れています。

確保方策に対する考え方

放課後児童クラブについてのニーズ量は、令和2年度で693人(低学年441人、高学年252人)となっており、その後、低減していく見込みとなっています。面積基準を新制度基準の1.65㎡/人とする、現在市内にある放課後児童クラブの総定員は866人(白杵地域608人、野津地域258人)であり、全体としては充分確保できています。

しかしながら、各校区の施設別で面積基準に対応した児童の受け入れができない施設や支援員の確保が難しい施設もあります。

今後、既存施設の施設整備とともに支援員の確保や処遇改善に取り組んでいきます。

事業実施場所

白杵市全域

平成30年度実績

施設数：11か所(14支援単位) 登録児童数：618人

令和2年度~6年度までの量の見込みと確保策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(全体)	693人	667人	637人	606人	577人
(うち1~3年生)	(441人)	(421人)	(400人)	(378人)	(358人)
(うち4~6年生)	(252人)	(246人)	(237人)	(228人)	(219人)
1年生	158人	150人	143人	135人	128人
2年生	146人	140人	133人	125人	119人
3年生	137人	131人	124人	118人	111人
4年生	116人	113人	109人	105人	100人
5年生	100人	98人	94人	90人	87人
6年生	36人	35人	34人	33人	32人
確保方策	866人	866人	866人	866人	866人
	11か所	11か所	11か所	11か所	11か所

※ニーズ調査(各年度の低学年と高学年のニーズ)による量の見込みに、「放課後児童クラブ全体の登録人数」に対する「各学年の登録人数」の按分率(平成31年4月時点)を掛けて、各学年の量の見込みを算出。

新・放課後子ども総合プランの推進について

<新・放課後子ども総合プランとは…>

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するためのプランです。

(1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量について

一体型は市内に1ヵ所整備しています。少子化で利用者が減少する見込みですが、1ヵ所を維持しながら両事業の連携による整備を図ります。

(2) 放課後子供教室の 2023 年度までの実施計画について

放課後子供教室を希望する全小学校において実施します。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策について

放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の指導員が連携し、地域の実情に応じて活動が出来るよう、体制の構築を推進します。

(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策について

事業の実施主体（福祉部局と教育委員会）が各小学校に、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、余暇教室等の活用を促進します。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策について

両事業の実施においては、小学校との調整が不可欠であるため、両部局と情報共有を図り十分な協議を踏まえて一体的な実施を推進します。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策について

事業の実施主体は、学校などと連携し、安心・安全に過ごせるよう対応します。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組について

市内児童クラブにおいては、お迎え時間等の地域の実情に対応するため、18時30分まで開所しています。なお20時まで開所しているクラブもあります。

(8) 各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策について

適切な遊びや生活の援助が出来るよう、研修や各児童クラブとの情報交換会等を通じて職員のスキルアップを目指します。

(9) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について利用者や地域住民への周知の方策について

広報「うすき」や白杵市ホームページを活用して内容等を周知します。





(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている①「食事の提供に要する費用（※新制度に移行していない園に限る）」及び②「日用品、文房具等の購入に要する費用」等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

現 状

本事業については未実施です。（令和元年10月1日現在）

確保方策に対する考え方

令和元年10月1日より①「食事の提供に要する費用」への助成が新たに加わりましたが、市内には対象施設が存在しません。ただし、対象施設及び対象者の状況に応じて、必要性が生じた場合には実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

特定教育・保育施設への民間事業者の参入を促進する事業です。


現 状

本事業については未実施です。（令和元年10月1日現在）


確保方策に対する考え方

教育・保育の需要と供給のバランスが取れており、今後児童数が減少していく中で、本事業については必要がないと考え、事業実施はありません。

ただし、何らかの事情で受け入れ量が不足した等、状況の変化があった場合は検討する必要があります。



第6章 計画の推進体制





第6章 計画の推進体制

1 市民それぞれの役割

本計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者が有するという基本的認識の下に、家庭をはじめとして幼稚園・保育所・認定こども園・学校・企業・地域が一体となってそれぞれの役割を担い、社会全体で次代を担う子どもやその家庭を支援していくことが不可欠です。

(1) 家庭の役割

子育てにおいては、保護者が家庭の中のみならず地域の中で、男女共に保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画・連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭・地域・施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要です。

(2) 地域の役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(3) 学校等の役割

教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

(4) 企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

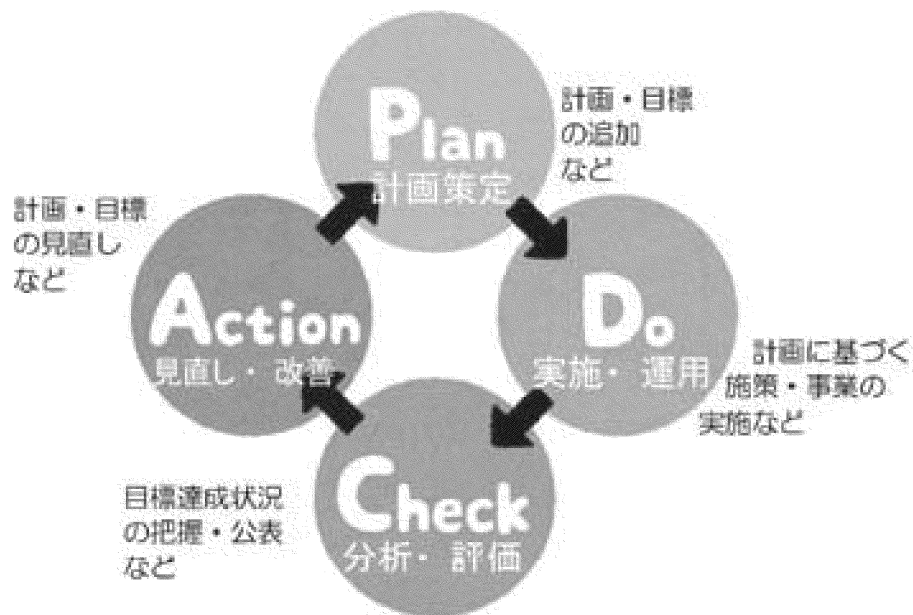
(5) 行政の役割

市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携して実施します。また、国及び都道府県は、市町村の取組を重層的に支えます。

（資料：内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋）

2 計画の実施状況と点検推進体制

本計画に基づく施策を推進するため、白杵市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）について点検・評価します。本計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



3 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、「広報うすき」や白杵市ホームページを活用するなど広報活動を実施します。

各事務事業においても、「広報うすき」をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主が連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。